

みどり市浄化槽の清掃業に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)及びみどり市浄化槽の清掃業に関する条例(平成18年みどり市条例第141号。以下「条例」という。)の規定に基づき、浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式)

第2条 省令第10条の規定による許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第1号)により行うものとする。

(浄化槽清掃業の継続の申請)

第3条 法第35条第1項の規定により許可を受けた者のうち、同条第2項の規定による期限を付された者は、その期限到来後引き続き浄化槽清掃業を営もうとするときは、当該期限満了の日前30日までに浄化槽清掃業の許可申請を行わなければならない。

(許可証の様式)

第4条 条例第2条に規定する許可証は、様式第2号によるものとする。

(変更の届出)

第5条 法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第3号)によるものとする。

(廃業等の届出)

第6条 法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書(様式第4号)によるものとする。

(許可証の再交付申請)

第7条 条例第3条の規定による許可証の再交付の申請は、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第5号)によるものとする。

(浄化槽清掃実績報告)

第8条 清掃業者は、浄化槽清掃の実績を、毎月市長に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大間々町浄化槽の清掃業に関する条例施行規則(昭和61年大間々町規則第1号)又は東村浄化槽清掃業に関する規則(昭和60年東村規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。